



第37号
62.12.20

会報

やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口(22)5975

発行者
会長 斎木清人
印刷所
徳山市久米田中3918番地
柳ふじたプリント社
TEL (0834) 25-16000

目次

○ 第30回中国ブロック協議会定例総会	2
○ 第2回日調連全国調査士親睦ゴルフ大会	5
○ 協会情報	7
○ 国調境界冬景色	8
○ 会議のありかたについて思うこと	10
○ 昭和62年度司調共催研修大会	11
○ 登記官合同・登記官事務打合せ会に於ける協議問題 の協議結果について	12
○ ところ変われば	13
○ 過去と未来について	15
○ 市民講座	16
○ 史跡探訪	18
○ 副会長就任にあたって	20



(山口地方法務局 德山支局)



第30回中国ブロック協議会定例総会

於山口市湯田温泉



第三十回 地獄門外の火事
地獄門外の火事(中略)三月
二十日(庚午)、(上略)也。」
三月以降は毎日地獄門外の火事
燃えたり。

「お前は山を越えて、今山をまた
通る。お前度の山越えて、山越えて、小
さなへむかひ」(47)

洋海の日本中國有事は上、山縣
通二郎は「一の事は御心で御覺た事は
御成程」、モアド、ハーバード大、山縣
通二郎あれの出場があつたし、
吉田口承の「内閣入閣の問題が
構成員不和、オフィス、ハーバード
ハーバード、一名ハサウエー、より
に熱ひの問題は政治的立場の問題
ともに開口に亘る出来事は絶えず、

祝辭

山東地志



山口地方法務局
三重県

本日、こと西の卒業式に於いて、
さく協議会定期例会が開催される
は為なり。中田各地を代表して講演
されたしたる日の音譜に關しては、
じめより手を貸し上げる機会を得
ましたことは、開催地の地方連絡
委員として大変は榮幸である。こ
のように頻繁に開催されましたが
とを心から歓迎いたしまして。

貴中国プロ・ソロコンサートにおかれ
ましては、山島法務局管内の各士
地家連講演士と相互の連絡を取
し、業務の改善、並びを図らるとい
う目的にてて積極的に在来定期開
かれ、多大の成果を挙げておられた
るところでありますか。これもむ

えに昭代の税制の方々を始め、金
利の管理方の精明の熱誠と脚力が力
の主ものであつまして、心がな
く感動を受ける次第であります。
さて、土地保有者士の業者は
不動産登記制度の誕生をひびかれて
正懶する慶紀の申請手続を通过せ
づ内済に打ちこことはより、国民の
権利を完全に尊重するという初めて
善きな権利を負うものであり、土
地所有者士に寄せる国民の信頼
と期待は極めて大きいのであります。

記事集のコンピュータ用問題など、
と取り組み、徐々に大きくなるまで
を避けなければならない技術を確
めているに因るのです。何
これまでの歴史を踏まえ、近世紀
にはける都市開拓や士地家屋調査
士制度等の存るべき姿を高齢化共
てみて見る歴史的機会ではないかと
存します。合間に開拓におけるれな
しても土地契約調査士の使命と資
任を十分に認識され、土地家屋調
査士業の進歩に今後一層の即足力

協議事項

協議事項

中田アコラク西脇市立中学校
事務は次のとおりです。



中国ブロック協議会長表彰受賞

石田 豊先生



広島法務局長表彰受賞

西山雅敏先生

表彰おめでとうございます



上原和一先生



磯部豊盈先生



竹内薰信先生



岡山武臣先生



鶴波謙美先生

第2回日調連全国調査士親睦ゴルフ大会

《日本土地家屋調査士連合会主催・中国ブロック協議会共催》

昭和62年10月22日 於：宇部カントリークラブ



日調連会長による始球式

昭和62年10月22日、山口県吉敷郡阿知須町の宇都カントリークラブにて開催された。日本土地家屋調査士連合会主催・中国ブロック協議会共催の第2回日調連全国調査士親睦ゴルフ大会が開催されました。

北は北海道から、南は九州まで、14の県連会から約600名の参加による大会でした。まさに全国の土地家屋調査士が一緒に集まる全国大会の開催です。

土地家屋調査士は、音楽に同じく、各種の特徴性があり、北海以外の会員が、仙台県との接種の機会ができることは、非常に大きな意味をもつて、ものと述べています。

さて、三日は、山口県にこれはどの状況があるだろうかというほど真っ天気は走れました。(伊藤、斎木、スマー) 上野の田舎の風景が度々見えたといいからです。」(伊藤、斎木、スマー) 上野の田舎の風景が度々見えたといいからです。」(伊藤、斎木、スマー)

これは、このフェア大会を序曲としてきた山口県の実行委員会の日頃のおこないが説いてからです。」

また、このゴルフ場は、毎年、宇部・ペント・シート・カーナーの会場として使用される。本格的なゴルフコースです。

朝9時、A組はアウトコースより、B組はインコースよりのスタートとなりました。

△組では、日調連会長の始球式がありました。見事なスティングで、赤い旗が、緑のフェアウェイの真中に長い線となり、調査士全員の握手がおこりました。(写真は会長のスティングです。) この後、次々に、スタートホールで足立御殿をした上で、プレーをしていきました。

△組の大会成績表のとなり、プロの選手から、ゴルフを始めて見るもない人までありました。実行委員会の公平なフェアリにより、当日の好調な人が、上位に入賞された様でした。

また、プロアマ含む2つに分けた試験も開催され、その成績も掲表のとおりです。

△組終了後、成績発表とともに表彰式が開かれましたが、多田会長の入賞者へのおほめの言葉とともに、コーモアふれるあいさつには、会場は拍手と大爆笑の連続で、楽しい一日を過ごすことができました。

今後もこの様な大会が継続できる様、調査士会の連絡と緊密に努力しようということを誓いました。



第2回日調連全国会員 ゴルフ大会成績

A

田中市金山三島由紀子市
辻川雅子内山和也近藤久雄
好 巻 久和秀吉好和嘉宏
高橋光希池田男治高木夫博身

高田直樹高宮義理黒井次久
川中松川村岩崎村村岩上田伸田
城田道哉美堺美実美芳持 埼
喜朗次喜明道樹根宜和一宝市

小林幸二三浦伸一
波多江アアアアラ・・ 橋
貴賀ど・・・・・ G.B.拉勝
りビビビビココ貴賀
貴シシシシシシ
貴賀貴賀貴賀

小林幸二三浦伸一
波多江アアアアラ・・ 橋
貴賀ど・・・・・ G.B.拉勝
りビビビビココ貴賀
貴シシシシシシ
貴賀貴賀貴賀

団体戦成績表

田代敬
(ゴルフ順位上位のクロスに
よる)

第1位
中国ゴルフ(山口市) 66m/s

第2位
北高進ゴルフ 60.0

第3位
北高進ゴルフ 60.0

第4位
九州ゴルフ 59.1

第5位
(青山、高田、高木を含む。)

第六位
西日本ゴルフ 58.4

昭和六十二年七月一日をもって第三事業年度を迎えた本協会も、着々と発注官公署の御理解を深めて戴いているところでございますが、実態としては、まだまだ、その実を上げるところに至っていません。

役員総動員の基、PR、営業活動を展開しているところでございますが、今後は社員の皆様共々に実を勝ち取る作戦を考え、実行に移して行かなければなりません。

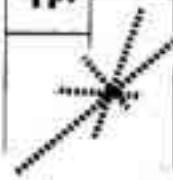
全公連（全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会）において、中央において、用対連（用地対策連絡協議会）と度重なる交渉を重ね、PRと理解に務めて戴いています。

一日も早い、全ての公嘱登記事件の委託を本協会が完成することを希望し、表示に関する登記の正確性の確保に寄与せねばならないと考えているところでございます。

現在協会員でない会員の皆様も、出来る限り早く社員となれ、御活躍下さいます様希望するものでございます。

今年度の今までの協会の活動状況をお知らせし、情報とします。

協情会報



会務報告

自昭和62年7月1日
至昭和63年6月30日

年月日	会務	備考
62.7.16	理事会 打合会（会館）	
17	壇前山口市長と本広さんを聴む会	
18	理事会（会館）	
#	監査会（会館）	
#	役員選考委員会（会館）	
8.7	県総務部 訪問	理事長、西山副理事長
#	建設省山口工事事務所 訪問（防府）	理事長、西山副理事長
8	第二回通常総会（会館）	
18	建設省山口工事事務所 訪問（防府）	理事長、西山副理事長
21	建設省山口工事事務所 説明会（会館）	理事長、西山副理事長 他
25	建設省山口工事事務所との業務委託契約締結	理事長
26	第4回司調開発協議会（会館）	理事長
9.17	県管財課 訪問	西山、高杉、三好副理事長
18	政経文化パーティー（山口）	理事長、平井社員
22	故岸信介先生追悼式典（山口）	理事長
28	山口市道進行状況説明会（会館）	西山、高杉、三好副理事長 瀬辺（瀬）支所長
10.31	自民党山口県支部連合会訪問（要望書提出）	理事長、西山副理事長
"	県議会議長訪問（自民党県連に要望書提出）	理事長、西山副理事長
"	岩国支所 公嘱協議会（岩国）	理事長
11.6	徳山支所 公嘱協議会（徳山）	理事長
11	第5回司調開発協議会（会館）	理事長、 西山、高杉、三好副理事長
16	平井雅先生を励ます会（山口）	西山副理事長
27	県総務部 訪問	理事長
"	県住宅供給公社 訪問	三好副理事長、高田社員 理事長
		三好副理事長、高田社員

国調境界冬景色

(第七学章)

岩国支部 岩倉一夫

のあらましは、

一、地籍図を無伸縮性のフィルムに転写する。

二、一筆ごとに図形を裁断し分解する。

第六学章の訂正

(別表4) の欄外、平均 $28'38'' +$

$23'1'47'' = 28'38'' \div 24 = 1'11''58'$

に記述ついても。トハナヤナイ

誤りをいたしました。誠に申し訳

けじわいません。誰んで御詫びを

申しあげます。なお十頁の(三角形の図面は第十図とさせていただき

面積はかり

デジタルブランニーマーク

平板地区で宅地の場合、登記簿の地積の平方メートル以下が〇〇でなく数値があるのは電算面積測定機で求積した地区のみと思っていましたが、その後の調査で、面積はかりデジタルブランニーマークで求積した地区も同様に数値があることを、第五学章、七頁、二段目で紹介いたしました。この方法

境界点の復元に必要な資料は同じことです。

別表7 (定面積調整計算簿)
面積はかりデジタルブランニーマークと同じ名前ですが様式は異なっています。

地籍図境界点の

公共座標値

第五学章で示した 2257-2 (三口県大島郡橋町大字西安平出) の

地籍図境界点について、電算面積

測定機による仮座標値の平均値

(別表3) から、第五学章の計算方法で求めた公共座標値を (別表6) に示しました。

地籍図一枚の面積は実寸で
300m × 400m = 120000 平方メートル
メートル ($0.3\text{m} \times 0.4\text{m} = 0.12$ 平方メートル) × 比面積 $\frac{1}{2}$

(別表6)

編	電算仮座標値		公共座標値	
	X	Y	X	Y
101	397.78	183.8	-233126.13	8017.06
102	408.55	186.8	-233120.74	8018.57
103	422.85	194.75	-233113.59	8022.55
104	431.05	203.8	-233109.49	8027.08
105	432.45	218.15	-233108.80	8034.25
106	437.53	227.83	-233106.26	8039.10
107	433.4	232.8	-233108.32	8041.58
108	426.5	234.4	-233111.78	8042.38
109	414.5	204.2	-233117.77	8027.27

座標法による面積 163.170650m^2

240000
 (以下Aと
 致します)
 です。別表
 7の場合、
 測定面積
 (倍面積)
 の合計は
 239969.88
 (以下Bと
 致します)
 となつてい
 ます。
 1,000,000
 更に
 またものを
 まずひで割
 ためには、
 に換算する
 方メートル
 を実際の平
 ルの倍面積
 ミリメート
 ルの場合、
 五百分の
 一の縮尺の
 場合、平方
 平方
 メートル

定面積調整計算簿

(別表7)

	機械番号	原図番号	縮 尺	測 定 面 積	機 械 係 数	図面面積	補 正 決定面積
57	7	S 31-1	1/500	239969.88	1.000330	239890.15	30006.074
	筆 数	0.0067	n% 開合比	測 定 誤 差	補 正 係 数	計 算 年 月 日	計算者名
精度区分	68	.4556	.020	6.074	.125016		
地番区域	地 番			測 定 面 積	補正済決定面積	備 考	
	2352-2-1/2			2241.51	280.22		
	001-7			1.91	24		
	2352-1-1/3			6482.88	810.46		
	2356-2-1/4			19728.33	2466.36		
	2356-1-1/2			5861.77	732.82		
	2357-1/2			1193.78	149.24		
	2355-2/4			2949.25	368.70		
	10773-1-1/4			2049.93	256.27		
	(途 中 省 略)						
◎	001-B-1			12642.21	1580.48		
	10671-2/2			2668.80	333.64		
	002-4			48.06	6.01		
	2259-2/2			6292.90	786.71		
	10672-2/2			1174.13	146.79		
	2258-2/2			1203.42	150.45		
	2255-1-3/3			4527.40	566.00		
	2254-2-4/4			890.48	111.32		
	2254-1-3/3			536.87	67.12		
	2256-2/2			4030.39	503.86		
	2257-3			344.24	43.04		
	2257-2			1305.16	163.17		
	2257-1			3400.55	425.12		
	001-2			313.35	39.17		
	001-3			597.50	74.70		
	2360-1			1534.44	191.83		
	2359-2			644.12	80.53		
	2359-1			19008.75	2376.40		
				(途 中 省 略)			
集計種類別							
			合 計	239969.88	30000.00		

(1000×1000) や割って半
寸の半寸メートルをも、これに
250000(500×500) を掛ければよ

別表7の補正済決定面積は、これに、A／Bを掛け、地籍図一枚の面積が三万平方メートルになるように、各筆の面積を求めたものでございます。

つまり規定面積と $0.125 \times A \sqrt{B}$ を掛けねば、補正済決定面積となることになります。別表7の原図補正S1-1(第四学年、地圖校査課)の補正係数 0.125016 もこの値に相当いたしました。

右・運送面積 1305.16 ×補正係数 =
163.^m17 (運送係数面積) となる
わけやむかしめて、この土地
が半坪の場合、この数値がそのまま
登記面積となります (特殊な場合
を除いて)。別表の「座標法によ
る面積」もムンセンヤリ一致して
いるとはいませんか。

両者が近い数値になることは当然ですが、こんな事はメタにありません。当方のは仮座標値の平均値（別表3）が出発点で、その

後の計算方法は全然ちがうのですから。

電算地区の測量分筆を依頼され

実施市町村で別表7の補正済決定期面積を確認した後、登記簿を開覧したところ、1200m²程度のところがふれほどのがっておりました。調査したところ図上で三斜求積した数値が登記されていることがわかりました。

電算では0.1mm（現地で5cm）の精度で行ったところを、なぜ図上三斜で行ったのか、求積図がないので原因不明です。しかし現地は電算によく符合していたのでございます。

図上で求積を行う場合、座標法でやるか、三斜法でやるか、意図の別れるところですが、斜辺や高さのバランスがとれていない所や複雑な図形のところは、座標法で三角形毎に求積したものと三斜法に換算して表示する方がよいと思っています。

ただし三斜法でも、三角形毎に三辺長と高さをチェックしてやむは問題はないと思いますが。

会議のありかたについて思うこと

德山支部 原田 美三男

会議と言えば総会あり、委員会あり、部会あり、その他各種

部 原 田 美三男

会議と言えは懇親会があり、部会があり、その他各種色々あるが、何れの会議にせよ司会者が居り、その司会者により開会の辞、会長挨拶、議長選任、議長挨拶等々その時々により色々の型で一先ず進行し議題の審議に入るのが普通の様であるが問題は議案の審議のありかただと思います。

場合によつては他の項目に論題があるにも拘わらず混同して意見を述べるなど議事の進行に前後し総括質問と関連の質問とが前後して一貫性のない様になりかねない感じがすることさえあり、勿論斯様な時は議長が程良く運営して行く。けれども意見陳述者も議題と順序及びその関連性を考慮すべきではないかと思う。而して成るべく簡單にして意見は大いに出して聞かせて貰いたい。之れがお互の勉強になることであると思うがトッピング質問や余りくどくどしい質問や説明を聞くことがあり議事進行上今少し考えるべきではないかと思う。之れは或る時感じたことを思いのまま書いたので、常にあることではないので急の為誤解のない様に願いたい。

若しその意見の中に不明の点があり、これに対する意見を求められた時は、これに対し理由を説明し納得の行く迄問答を重ねて審議することは必要であると思うが、それがない限り出当を得る限り簡単に願いたいと思う

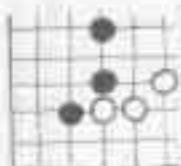
私が感じた儘を、つたない文書に纏つて見ました。どうか一瞬の、調査士会の進展と、会員皆様の、活躍をお祈り申し上げ
ベンを置きます。

昭和62年度司調共催囲碁大会

—於・司調会館—



6月30日(日)同講会にて開催
例年段位クラスと級位クラスが分か
れて対戦していたが、今年度は段位
混合で行われ、三好名誉会長が全勝
優勝されました。



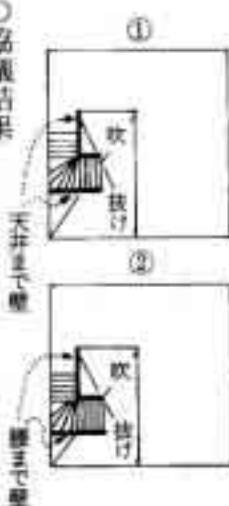
**登記官合同・登記官事務打合せ
会に於ける協議問題の協議結果
について**

山口地方法務局

首席登記官 田井幸男

私が現職に就いてから当局において開催された管内の登記官合同及び登記官事務打合せ会で協議された各項提出協議問題のうち、表示に関する登記についての問題は、土地家屋調査士会の会員の皆様にとって関心があると思われますので、この協議問題についての協議結果を、主要なものを抽出して参考に供します。

L 左図のような階段部分は、上階の床面積に算入すべきか。



- 協議結果
 - ①について 算入する。
 - ②について 算入しない。

(六一・九・二五 登記官合同)

2 明治四一年勅令第一七七号(神社財産ノ登録ニ關スル件)第四条の規定に基づく神社財産の登記が甲区事項欄にされている土

地については、不動産登記法第八一条の三の規定により、合意の登記はできないものと考えるがどうか。

○協議結果

合意の登記はできない。

(六一・九・二五 登記官合同)

○協議結果

相続を証する書面を添付しておれば受理して差し支えない。

(六二・一・一三 登記官事務打合せ会)

3 建築確認書の用途欄には「店舗併用住宅」とあるが、外観は店舗でも店舗部分の床面積が全体の十分の一以下である場合、種類は「居宅」として登記してよいか。

○協議結果

「居宅として登記して差し支えない」。

(六一・九・二五 登記官合同)

4 地図に誤りがあるときは準則第一一二条により利害関係人から訂正の申出をすることができるが、この利害関係人は登記簿上の利害関係人に限定する必要はないときれどおり、登記簿上の利害関係人以外の者から申出する場合、利害関係人であることを説明する必要があるか。

○協議結果

①について 算入する。

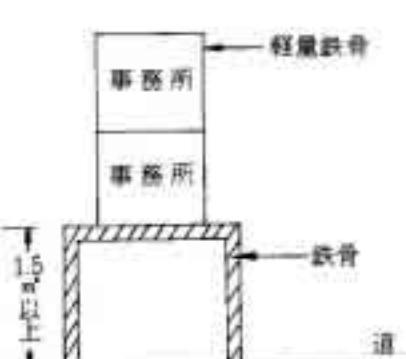
②について 算入しない。

(六一・九・二五 登記官合同)

○協議結果

必要はない。

(六一・九・二五 登記官合同)



注 ゲタばき部分は、周壁はないが車庫として利用している。
ゲタばき部分には、他の建物が建築できるスペースはない。

附属建物を新築してその登記を申請した場合、その前提として当該既登記建物についての相続を原因とする所有権移転登記を理由しなければ、前記登記申請は却下すべきか。

よい。
(六二・一・一三 登記官事務打合せ会)

と、おもてね

島根県浜田支部

福原治重

三月三十日、住み慣れた防府を後にして、生れ故郷に帰つて来ました。懐かしい山や川（五八災で形を変えていますが）を見て歩くこと二ヶ月、ようやく人も、自然にも慣れた頃、ご存じの方もありましょう。岩国支局長で退職された白澤茂昭先生とお逢いし、又萩支局長であった青柳義香先生に拝眉の機会を得、これから行く末について、ご相談出来たことは、非常に喜しく感じたことでした。

又浜田支局長である有田光夫様とも下関法務局当時の思い出と共に、今後のことについて激励を受けたことは、何にも増して力強いものを感じました。ご三人とも、山口県にいたと云うことで、目にして頂いたことを心から喜んでおります。

さて本題の「ところ変われば品変わる」について感じたことを記してみたいと思います。

先づ、こちらの自慢から。小字の廃止を昭和五六年から実施されないこと。これにはビックリいたしました。閲覧錯誤の多い自分としては大変に助かるものでした。又合筆制

限が緩和されたことになり、非常によいことと感じました。山口も出来ていたら、ありもしない字界を国示することもなかつたのになあ・・・

・・・と感じた事でした。

特に宅造地域について、ありもしない頭をしほって字界を記入した事を思いました。

良い処はこの一点でありましょか。私が感じた悪い点を列挙し、いかに先輩諸兄が恵まれた環境にいらっしゃるか、認識を新たにし、先駆者に謝して頂きたく駄文を呈します。

国作製に協力している現状です。最後は、地図混亂地域になるのでしょか・・・でもこれに従わないと机の下が乾くしなあ・・・

特に宅造地域について、ありもしない頭をしほって字界を記入した事を思いました。

良い処はこの一点でありましょか。私が感じた悪い点を列挙し、いかに先輩諸兄が恵まれた環境にいらっしゃるか、認識を新たにし、先駆者に謝して頂きたく駄文を呈します。

①分間図が存在しないこと

即ち、耕地、山林共、公園がある

には有るが、全く幼児が筆をとつた様な見取図であり、位置は判断出来るが、その大小、形状については全く現況と不合である。これを

唯一の地図として現在も手入れがなされており、從つて、國・地方道共に、飛地飛地になつております。

上では走行不能。田圃の中、畑の中、山中に、自動車が重なつて落ちているのではないかと、あたかも昭和五八年災害には、これではなかつたかと思われるような地図であり、

今以つて分筆線がこれによつて記入されおり、不正確なものに正確が重なつて、結果は以前より尚一層不正確なものになつてゐる状態です。

それが判つていて、他に頼るものがないため、寄つて集つて不正確な地仕事員の関係からそななるのか、あ

登記はしない。何故だろと思案した處、滅失證明書が添付出来ない、即ち證明書が添付してないと受付けてもられないことが判明した。

最初山口方式で申請したところ、取下げ方を教示され面喰つたことでし。幸い役場に行き、その旨説明したところ、不存在であり、課税していない旨の證明を頂き処理しました。

登記はしない。何故だろと思案した處、滅失證明書が添付出来ない、即ち證明書が添付してないと受付けてもられないことが判明した。

新入会員の紹介もなく、異議なしを云えることと、双手があれば良い様な雰囲気。

又支部交付金の少額（二万）。支部活動も、我浜田支部は三万円也。これでは何も出来ないし、するなど云うことか。

山口会で支部交付金が少ないと言つた支部長當時を、大いに反省した次第。三好会長にお許しをおねがいたい。

以上感じたことを筆にしましたが、これ等について今後改善して行けばよい。私は云いながら、山口会の諸兄に人づては郷に従う」と云うことで静觀し、逐次取り組みたいと考えております。

投稿をしてみないかとの言葉を頂いたとは云いながら、山口会の諸兄に人づては郷に従う」と云うことで静觀し、逐次取り組みたいと考えております。

山陰の人は石橋を橋台から掘りこわし、又組立て、その上を「ゲンノウ」と叫いて渡る式の人ばかりであろうか。又はこれ等の行為により、迷惑を掛ける人が多いのか。

投稿をしてみないかとの言葉を頂いたとは云いながら、山口会の諸兄に人づては郷に従う」と云うことで静觀し、逐次取り組みたいと考えております。

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

土地家屋調査士 倫理綱領 制定について

本年六月における日調連定期総会において、63年当時より提案がなされ、長く懸案となっていました。土地家屋調査士倫理綱領が承認されましたので、御紹介いたします。尚、この倫理綱領は、事務局から、各会員に配られる予定です。



お知らせ

表紙写真の 募 集



昭和62年11月14日発の日調連通報によりますと、現在「土地家屋調査士報」に各会員のご協力を得て、「富士シリーズ」を表紙写真として掲載中ですが、63年4月号より「県の鳥」シリーズとして「県の鳥」の写真を掲載する予定だということです。

つきましては、該当写真を左記の要領で送付下さいますようご協力をお願いします。

1. 四季を表現した「県の鳥」の姿
2. カラー写真でキャビネ版(12.7cm×17.8cm前後の大きさ)にプリ
3. 150字程度の説明を付けて下さい。
4. 掲載した場合の掲載料は四千円とします。
5. 締切り、昭和63年2月末日

尚、写真が重複して送付された場合は、運合会が選択するそうです。
おって、送付された写真については、昭和63年4月号から順次掲載される予定です。

過去と未来について

下関支部 堀家徹

12年2ヶ月先は、確実に21世紀です。

21世紀をいかに生きるかということも大事なことです。調査士会としては、この会に入会していく人達の利益になる様に考えていくべきかと思います。

例えば、現在、官有地との境界立会において、県や市町村に、立会願を出して、立会・測量・図面の作製、更に証明書を得て分筆等の申請をしています。

この手順だと、事件の依頼から約一ヶ月の日数を要します。ところが、我々調査士が、測量する場合には、県や市町村の立会手続きや、証明手続きを簡略化できる様にできたらどうでしょう。（境界の立会資料や、立会の手順の統一化、図面の統一化といったことの研究が必要であることはいうまでもありませんが……）

立会の成果を県や市町村へ届け、

受理通知が証明に代る。このような境界の専門家として、信用を受ける調査士の地位の向上が、業務の迅速さにつながっていくものと思います。

私の12年前は、調査士を開業しました。更にその5年前、日本青年海外協力隊の一員として、北アフリカ（モロッコ）に自分の可能性を夢見て、測量指導者として赴任しました。

モロッコの首都はラバトを言い、緯度は鹿児島と同じです。宗教は回教で、人口が、千百万人です。国土面積は日本の1.7倍ですが、その半分は砂漠です。雨は四月後半から、八月の後半までは、ほとんど降らないため、天気予報はいりません。これが乾季です。

一方雨季は、十一月後半から四月後半まで、一週間に一度又は二度雨が降ります。

風土気候が違つても、人間です

から、離怒哀樂の情は變りませんので、言葉なんて、生活する為にはさほど不自由ではありません。ただ、生活をエンジョイする為には必要です。

辞書による誤解の一例です。赴

任後三ヶ月位は、言葉も和解らず、文字も読めず、行書で書かれるとMとN、QとG、FとTの区別さえ判断出来ませんでした。それでやっと仕事をさせてもらい成果が出来たころ、上司に呼ばれました。上司は「面積も計算してくれ」と言つたのですが、言葉が通じません。紙に書いて下さいとお願いしたところ、superficie（スペリィフィシエ）と書いてくれました。さっそく辞書を引くと、

1. 表面 2. 面積 3. 諸外見上つらだけの浅薄な、浅学、とあります。私は、上司が、私の仕事の成績を褒めてくれるとばかり思っていたものですから、辞書の2面積には目もくれず、3. の浅薄、浅学と書かれたと腹を立て、「この成績のどこが悪いのだ、できるものならやってみろと」上司に食いつきました。

未来は、過去のつみ重ねなしには予想できません。調査士会の未来は、過去の反省と、現在のたゆまぬ努力によって、実現性のある未来の姿を予想させるのではないかと考えております。

いま、下関支部の企画委員の人として、調査士会の21世紀のあるべき姿をテーマとして頑張つていこうと思います。会員の皆様も調査士会の未来について、意見をお聞かせ下さい。



市民講座

《山口県土地家屋調査士会主催》



「母の病院」が、山口県立県民健康センターの主催で、十一月二日、八日間に開催するものと決まりました。(東洋日報)

西田は、専門書院より、井上昭夫先生を招き、「新進作家」と「はせゆりの藤土山」についての講義についての講演を行なはせた。上野家源蔵博士の研究会が、会場には開かれたのであり、上野家源蔵が講師出張のために開かれた研究会となることにより、上野家源蔵と士会通りの土屋家源蔵博士が、より一層在宅の中に説教されることが目的の一つとして企画されたものでした。

講者十名は、「西宮講座」の講師にあたり、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌各社にお世話探し、その上、お手書きを、西宮講士会、行政講士会をはじめとして、関連講師会にも御協力をお願いいたしました。

昨日、一般市民の人に対してのアンケート調査で、講者十名についてのイメージを開きまして、既にイメージであることが確認できました。また、講直士会などの様な組織を全く知らない西宮の方が三名ほどありました。この人達に、この講座についての説明を求めましたところ、大変良い試みで、今後も続けて開催してほしいとのことでした。

かといふ意見が半分、黒の行政を取ることは良いといふ意見が半分でした。

講義士会本部では、市民講座を開くことも、以前アトマとすらことも初めてで、しかも、準備の期間も少なく、『日開催の時間まで、結果の振りや反応が心配でした。しかしまあ、会員の出席率も高め、一般者は、初回程度（アンケート回答者数）で、積極主義者熱心に賛同していただけは」と一息といふものが本音です。

会員の皆様より、「市民講座」についての反応は、非常に多く、よく投稿されるところを絶っていきます。「市民講座」を開始したことについての反響は、皆様からの御意見がせひととも必要です。



十一月八日 情報となりました
「史記評註」が、元老院の手で
けで実施されました。

宇摩地区は、その他、厚岸庄が支配した處ですが、古内氏との競争に敗れた後は、主要な政治的勢力として存在しなくなつたため、有力な氏族はない様です。

当日、九時半頃明に会員を三種の家族を含むせて、五十余名が、開光式に参り込み出発しました。

神奈石の名内で、最近は採れ
た文字の彫られた石を販売すること
もあるました。お庭の子とのこと
で、三河の石があったと手がかり
で、この石はどこかで採れる
のか私ははわかりませんが、EBC
中にある、南国芭井かの後の石臼
に残る墨の威力に驚かされました。
現在、私達は、何の反対もないし

「本気だよ」と、彼女
は微笑みながら、再び
手を研究室へ。再び
出研究室を通過してア
ルバイトしている神井先
生の前にさしかかった。

附近空襲され
を記録すること
の子とのて
はど底本なも
せんが、王の
井井かの後の日
がされます。
心地反音もなし
用し、水久保存する」と図書を作
成する山田家の一員です。その言
はず、書が書類であったか、また
手本でもした人達が、各時代の
指導的な地位を擔任し続けて来る
ところであらわせる夢な気がし
ました。

前回の稿文に誤りを含んでいた。

東莞市·南城吉麻園內

卷之三

錄

卷之三

卷八

〈11月8日〉

於...字部支部

はおのれを置いて行く場合は少くないもので、身近なものに「新」と新しい書きがたくさん見れているのです。企画の書類、会員の仕事などを記して一日もそぞろ歩く「新探訪」はどうぞしたが。



東 隆 寺



宇部石炭記念館内

副会長就任

にあたつて

御金算 离经雨脚



中国プロレス団體会員登録登名欄の「高橋先生」

新規については過去の経験を生かして、既存の仕組みを強化せむ。しかし、組織の体制を理解せむ。手を弄力もいたと思ひます。原田は、開拓として「民間の規則について解説をして」とあります。たしかに、昭和2年秋の原田において組織名が多く、助成金を上回る給付額となり、今後の運営に疑問を持ったことにあります。

そこで、原田は「いつて第三及び現在を経過して見た」と申します。

昭和2年に事業面で豊かな資金を獲得した原田は、として改めて「新規会社」(「新規会社の新規会社」)であります。また昭和3年秋頃から「ともに同資金は運用規則に改められ、貢献

に先駆けた五助会に対し一金懸賞
り甲一万両の助成を行なつて車た
くあります。

上記の通りである給付金を申請すれば一千三百二十四万円となり通算金は三分の一にも満たないことはあります。（但し一時金を提出すれば二年は戻されねば）

積付金品目別調査		52年9月末	
経年	支給額	該当者数	必要金額
1	30	9	90
2	60	0	300
3	90	9	810
4	120	8	960
5	150	7	1,050
6	180	9	1,620
7	210	11	2,310
8	240	8	1,920
9	370	200	34,000
計		265	53,240

以上で説明せられたが、その結果としてこの形。

會務報告

八月	一日(土)企画部会 二〇日(木)広報部会 二〇日(木)新法務局長懇 二二日(金)中國ブロック協 二三日(土)議会会长会 二四日(月)企画部会 二八日(金)総務部会 三〇日(日)司調熙甚大会 九月 六日(日)本部主催研修 一三日(日)同右 一一日(金)自主支部長会 一二日(土)理事會 一七日(木)中下旬 一〇月 三日(土)全國ゴルフ大会 準備会 三日(土)広報部会 六日(火)企画部会 一四日(水)三者協議会 二二日(木)全國ゴルフ大会 二二三日(金)中國ブロック協議 三四日(土)會總會 一一月 八日(日)史跡探訪会 一九日(月)全國会長會議 一〇日(火)登記部門との協 一九日(木)市民講座開催 二八日(土)市民講座開催 於山口市
----	---

行事予定

会員異動状況

一、会員入脱会状況

支部 氏名 年月日 入脱会
宇部 西村 兵一 62.9.30 廃棄
山口 桑原 勇 62.11.12 入会

二、事務所變更他

支部	岩国	岡本	氏
宇部	萩	吉田	名
下関	本光	美明	異動事由
冲縄	誠二	事務所・住所変更	事務所変更
宗男	"	"	"

62 62 62 62 年
• • • • 月
10 10 9 8 月
• • • • 日
15 2 18 28 日

備考

大字仁保上郷二三六七番地
岩国市昭和町三丁目三番二一號
阿武郡田万川町大字上田方
二六四〇番地上
宇部市錦町九番四号

広報部からのお詫び

前々号までの会報に「歴史に探る境界争い」を3回ほど掲載いたしましたが、その4回目は、都合により次号に掲載させていただきます。

年計表の様式の改訂について

取扱事件年計表の様式が、昭和62年度に処理した事件の報告分から改定されたので、お知らせします。

年計表				昭和_____年分取扱事件年計表							
				事務所所在地_____（_____支部）							
				登録第_____号							
土地家屋調査士会長殿				土地家屋調査士_____職印							
土 地 建 物 総 計				件 数 金 額 件 数 金 額 件 数 金 額							
申請手続	1表 示			21表 示							
	2分 筆			22区分建物 (個)							
	3地積変更・更正			23床面積変更・更正							
	4合 筆			24種類構造変更・更正							
	5地目変更			25減失							
	6その他			26その他の							
	計			計							
7調査・測量			27調査・測量								
8その他			28その他の								
計			計								
公共	9嘱託手続			29嘱託手続							
	10その他			30その他の							
	計			計							
合計			合計								

年計表記載要領

1. 「申請手続」：

- (1) 不動産の表示に関する登記につき必要な土地若しくは建物に関する調査・測量及び申請手続等を一括して行う場合又は申請若しくは申出のみの場合、該当欄に記入する。
- (2) 複合する申請又は申出の場合には、主たる内容の欄に記入する。
- (3) 区分建物に関する申請又は申出の場合には、表示、変更、更正又は減失等であっても「区分建物」欄に記入するものとし、件数及び個数を併記する。
- (4) 上記以外の申請又は申出の場合には「その他」(6, 又は26) 欄に記入する。

2. 「調査・測量」：

土地又は建物に関する調査・測量で申請又は申出を伴わないものを記入する。

3. 「その他」：(8, 又は28)

審査請求、相談料、乙号事件等を記入する。

4. 「公 共」：

官公署等の事件(公共嘱託登記協会から受託した事件を含む)は、すべてこの欄を使用するものとし、

- (1) 嘱託(申請)手続を伴うものは「嘱託手続」欄に記入する。
- (2) 嘱託(申請)手続を伴わないものは、「その他」(10, 又は30) 欄に記入する。

※該当の無い事項については、件数、金額とも0と記入する。



山口先生(元田舎会員)

うれしいお知らせ

秋の講習会が十一月一日付で開催されましたが、もう会員の通用料金(1回才)が貰得価格を受けることができます。